

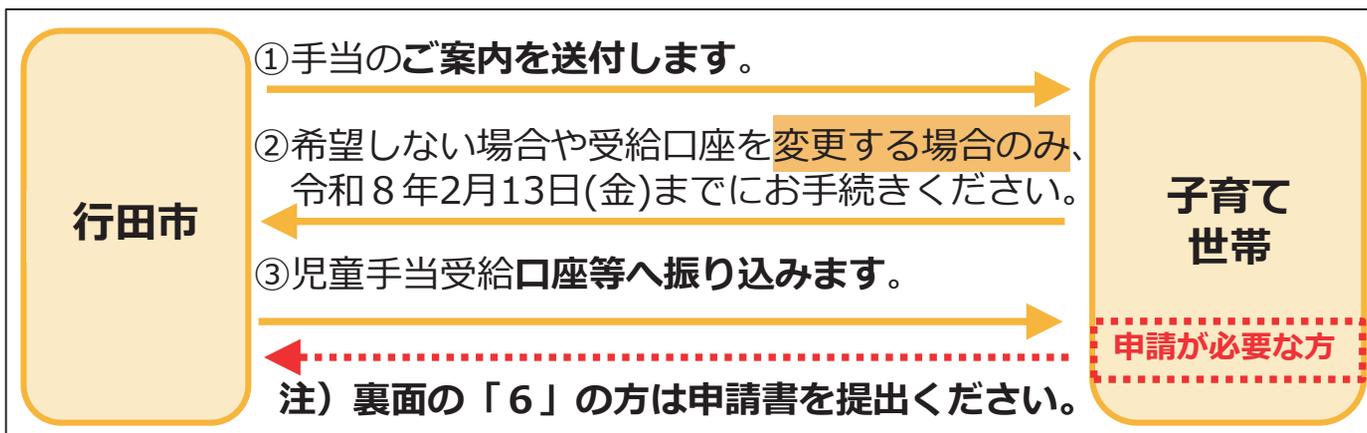
政府の **物価高対応子育て応援手当** のご案内

**対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！**

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則 **申請は不要** です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、希望しない場合や受給口座を変更する場合のみ、2月13日（金）までに行田市子ども未来課でお手続きください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

(1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の受給対象児童

(※令和7年9月に出生の児童については10月分)

(2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日まで**に出生の児童

2. だれがもらえるの？【対象者】

上記(1)の**児童手当受給者**、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【受給額】

対象児童1人につき**2万円**(1回限り)です。

4. いつもらえるの？【受給時期】

**行田市では2月下旬から順次支給を開始**します。3月以降、入金の確認ができなかった場合は行田市子ども未来課までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、受給時期が異なります。

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

## 5. どんな方法でもらえるの？【受給方法】

(1) 児童手当受給者

**原則、令和7年10月受給時の口座（※）又は10月以降口座変更された児童手当受給口座**に振り込みます。

（※令和7年12月に出生の児童は令和8年2月受給時の口座）

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

**申請書で指定した口座**に振り込みます。

注) (1)(2)いずれの場合も口座を解約・変更等した場合はお振込みできないので、すみやかに  
行田市子ども未来課の窓口でお手続きください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合？

**次に記載する方は申請が原則必要**です。

- ・ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの出生児童の保護者  
※すでに児童手当の申請を行った方は申請不要です。
- ・ 所属庁から児童手当を受給している公務員
- ・ 10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

## 7. こんなときはどうなるの？

### ■ 引っ越した場合はどうなりますか？

**9月分（令和7年9月に出生の児童については10月分）の児童手当を受給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。**ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

### ■ DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

### お問い合わせ先（行田市役所）

子ども未来課(内線：292・297)  
電話：048(556)1111  
(受付時間：平日8:30～17:15)

### お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター  
電話：0120-252-071  
(受付時間：平日9:00～18:00)



### 「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに行田市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません。**もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに行田市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。